

新潟市次期図書館情報システム等導入業務 委託候補者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市次期図書館情報システム等導入業務委託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 新潟市次期図書館情報システム等導入業務の委託候補者を、プロポーザル方式により選定するため、委員会を設置する。

(協議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託業務にかかる提案内容の評価
- (2) 委託候補者の決定
- (3) その他、プロポーザル方式を実施する上での必要な事項

(構成員)

第4条 委員会は、別表に掲げる職にある者により構成する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長には教育次長、副委員長は中央図書館長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、これを代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、審議内容の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、委員会の審査を公開した結果、公知となった情報を除く。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、中央図書館に置く。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行し、委託候補者が決定された日の翌日にその効力を失う。

別表

新潟市次期図書館情報システム等導入業務委託候補者選定委員名簿
(順不同)

新潟市 教育委員会 教育次長（中央図書館担当）

新潟市立中央図書館長

新潟市 政策企画部広報課長

新潟市 総務部デジタル行政推進課長

新潟市立中央図書館 館長補佐

なお、教育次長及び中央図書館長以外の委員については、当該委員が指定した当該所属職員による代理を認める。